

入札説明書

奈良県人権センター

中研修室ほか空調機器更新工事

令和8年7月

公益財団法人奈良県人権センター

入札説明書

奈良県人権センター中研修室ほか空調機器更新工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

1 公告日

令和8年7月1日（水）

2 競争入札に付する調達の内容

(1) 入札物件名

奈良県人権センター中研修室ほか空調機器更新工事

(2) 履行場所

奈良市大安寺一丁目23番1号

(3) 履行期間

契約締結日 から 令和9年1月31日 まで

(4) その他詳細

別紙仕様書のとおり

3 担当部署

〒630-8133 奈良市大安寺一丁目23番1号

奈良県人権センター事務室

電話 0742-62-5501

FAX 0742-62-5505

4 競争入札参加資格の確認

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、公告第2の要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。下記の提出期限までに必要書類を提出してください。

また、競争入札参加資格確認申請者は、入開札の日の前日までの間において、当法人から提出書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

①提出書類

- ・競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式1）
- ・契約実績確認書（様式2）

②提出期限

令和8年7月10日（金）17時まで

③提出場所

〒630-8133 奈良市大安寺一丁目23番1号

奈良県人権センター事務室

電話 0742-62-5501 FAX 0742-62-5505

④提出方法

持参又は郵送

なお、郵送による場合は書留郵便とし、上記の提出期限までに必着のこと。

また、封筒に「奈良県人権センター中研修室ほか空調機器更新工事に係る競争入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きしてください。

⑤提出部数

各1部

⑥その他

- ・提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
- ・提出された書類は、審査に使用する以外無断で他の資料として使用しません。
- ・提出された書類は返却しません。

(2) 審査結果については、令和8年7月16日（木）17時までにFAXにより通知します。

5 本説明書及び仕様書に関する質問

入札説明会は実施しません。質問書（様式3）は郵送もしくはFAXにて提出してください。口頭での問い合わせには対応しません。なお、提出された書類等は返却しません。

(1) 提出期限及び場所

①提出期限

令和8年7月6日（月） 17時まで

②提出場所

4（1）③に同じ。

(2) 提出方法

郵送もしくはFAXとします。

なお、必ず電話連絡のうえ、回答先となる受信者名、連絡先（電話及びFAX番号）を明記して、提出期限までに到着するようにしてください。（電話番号がなかったために、当方が受領を確認できなかった場合は、当法人は一切の責任を負えません。）

期限までに必着のこと。また、郵送の場合は書留郵便とし、封筒に「奈良県人権センター中研修室ほか空調機器更新工事 質問書在中」と朱書きしてください。

(3) 提出後、内容について疑義照会を行う場合があります。令和8年7月8日（水）13時までに疑義照会に対する回答が無い場合は、その質問に対し回答を行いません。

(4) 質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

①閲覧期間

令和8年7月9日（木）から7月23日（木）まで

②回答方法

競争上の地位その他正当な利益を妨げる恐れのあるものを除き、奈良県人権センターのホームページに掲載します。

③その他

なお、回答内容に関する再質問は一切受付しません。

6 入札、開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和8年7月23日（木）10時

(2) 場所 奈良県人権センター会議室2

(3) 入札回数 2回を限度とします。

1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札が無い場合は、直ちに再度入札（2回目）を行う場合があります。

7 郵便による入札

(1) 入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「奈良県人権センター中研修室ほか空調機器更新工事入札書」と朱書きして、令和8年7月22日（水）17時まで下記「郵便入札提出場所」に到着するようにしてください。

なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度入札（2回目）を行う場合がありますので、入札書は、初度（1回目）の入札に係る入札書と再度入札（2回目）に係る入札書の郵便による差し出しを認めるものとします。

「郵便入札提出場所」

〒630-8133 奈良市大安寺一丁目23番1号

奈良県人権センター事務室

(2) 初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度の入札に係る入札書と再度入札に係る入札書（又は再度入札辞退書を含む）を別々に封緘し、封書の表面に「奈良県人権センター中研修室ほか空調機器更新工事入札書（初度入札）」又は「奈良県人権センター中研修室ほか空調機器更新工事入札書（再度入札）」（又は「再度入札辞退」）とそれぞれ朱書きしてください。

(3) 再度入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。

(4) 封緘された入札書が、初度又は再度入札の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の

入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不要となった場合は返送します。

- (5) 郵便で入札に参加する場合、下記「10 落札者の決定方法(3)」で示す「くじ」に関しては、入札執行事務に関係のない職員が「くじ」を引くこととなります。

8 入札方法に関する事項

- (1) 「4 競争入札参加資格の確認」に基づき、競争入札参加資格の確認を受けた者を入札対象者とします。
- (2) 入札者は、所定の入札書(様式5)を作成し、封をした上(別紙「入札書封筒記載例」参照)、所定の場所及び日時に入札してください。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、その委任状(様式4)を入札前に提出してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書については、引き替え、変更又は取り消すことができません。

9 入札書について

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額について日本国通貨(アラビア数字で表記すること。)とします。
- (2) 入札は、入札書(様式5)によります。
- (3) 入札書の記載に当たっては、次の点に注意してください。
 - ①本人が入札する場合の印章にあっては社印及び代表者印とします。
 - ②代理人が入札する場合は、当該代理人の記名押印とともに、委任状(様式4)を持参のうえ、提出してください。
- (4) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正した場合、当該訂正部分について入札書に押印したものと同一印を押印しておかなくてはなりません。ただし、入札書記載の価格を加除訂正することはできません。
- (5) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表面に入札者氏名及び「奈良県人権センター中研修室ほか空調機器更新工事入札書」と記入してください。また、封筒の裏は代表者印又は委託を受けた者の印で封印してください。

10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。なお、1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内での価格の入札がない場合は直ちに再度入札を行う場合があります。ただし、1回目の入札において、無効な入札をした場合は、再度入札に参加することはできません。

- (2) 開札は、入札執行後直ちに入札に参加する者又はその代理人が必ず出席（1社1名）して行うものとします。この場合において、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行うものとします。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (4) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行できるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。
- (5) 再度入札で落札者がいない時は、再度入札で最低価格を提示した者と随意契約を行う場合があります。

1.1 契約書作成の要否

(1) 要否

要します。なお、契約締結に要する費用は、落札者の負担とします。

- (2) 落札者は、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第17条第1項の規定に基づき、速やかに契約を締結するものとします。

1.2 その他

- (1) 本件入札に関する一切の費用は、入札者の負担とします。

(2) 目的外使用の禁止

この入札説明書の交付を受けた者は、当法人から提供を受けた入札関連の文書を、当法人入札及び契約等以外の目的に使用してはいけません。

- (3) 入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(4) 暴力団排除条例に伴う留意事項

契約締結までに落札者について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- ①落札者の役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- ②暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③落札者の役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

- ④落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ⑤落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥当法人が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当業者と契約を締結したとき。
- ⑦当法人が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）において、奈良県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- ⑧当法人が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を当法人に報告せず、又は警察に届出なかったとき。契約締結後、契約の相手方が①から⑧のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除します。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

(5) 辞退

所定の期間に入札のない者は入札参加の辞退とみなします。

参加申込後に申込みを辞退する場合には、辞退届（様式任意）を提出してください。

(6) 契約の解除

契約締結後であっても、提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、正当な理由なく一定期間履行しない場合、及び契約の相手方が上記（4）①から⑧のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除します。

(7) その他

この入札説明書に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年4月法律第67号）、同法施行令（昭和22年5月政令第16号）、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）などに規定するところに従うものとします。

1.3 入札の停止

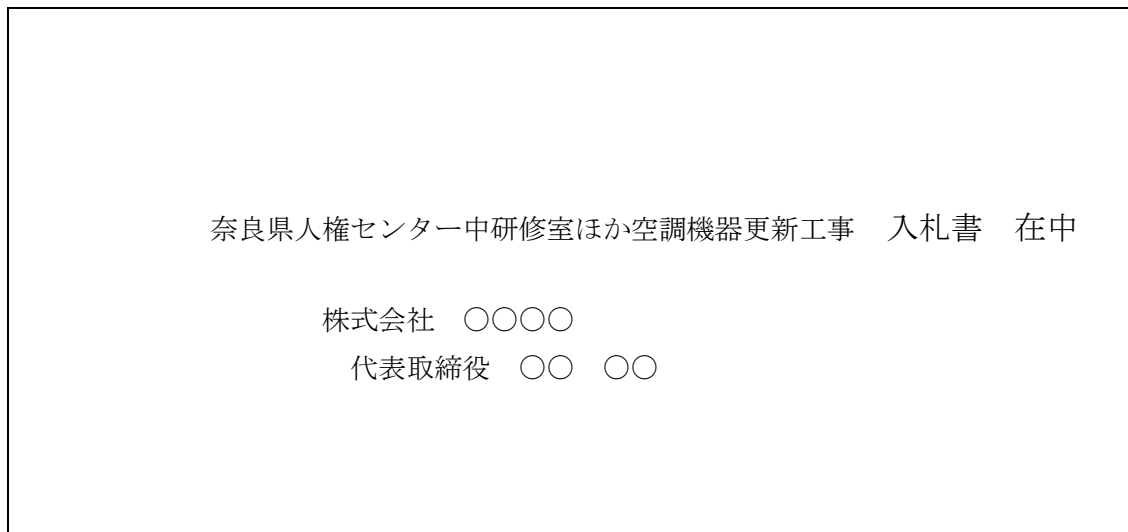
天災その他やむを得ない事由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止することがあります。この場合における損害は、当法人は補償しません。

1.4 交付書類

- ・競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式1）

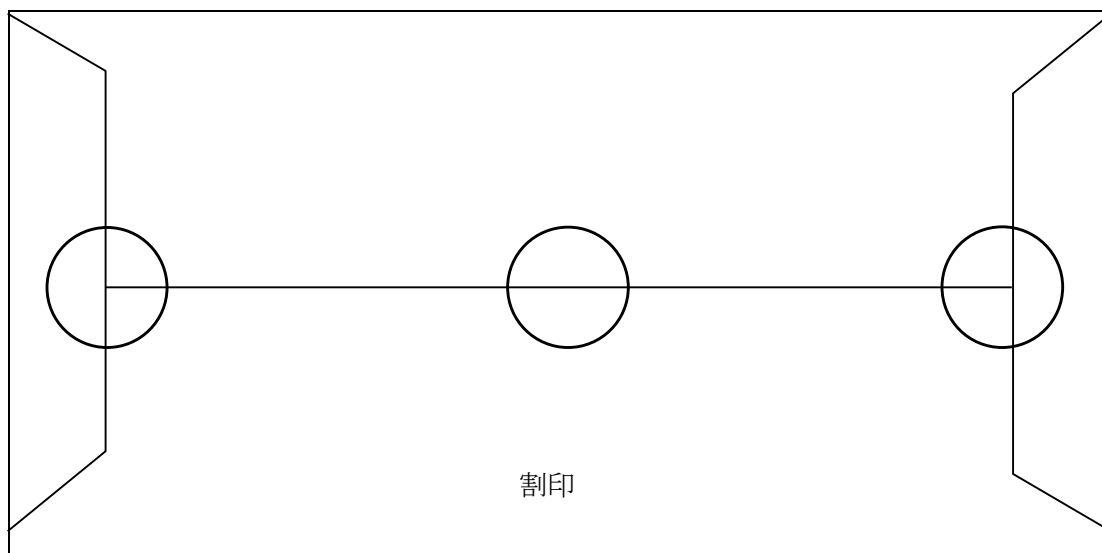
- ・ 契約実績確認書（様式 2）
- ・ 入札説明書及び仕様書に関する質問書（様式 3）
- ・ 委任状（様式 4）
- ・ 入札書（様式 5）

封筒表面



※縦書き・横書きのどちらでも可能。

封筒裏面



封緘後、封筒の貼り合わせ部分3ヵ所に入札に押印した印で割印してください。